ウ　別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産）」（省略）整理番号112、113および124記載の更生担保権については、その被担保債権がＰＰＩに対するものであることから、以下のとおりとする。

㈠　前記ア㈠は適用せず、これに代えて以下の規定を適用する。

当該不足額について、一般更生債権とみなし、第３節第１第２項⑵②の規定を適用して算出した金額を、担保弁済額の弁済時に弁済し、その余の残額について弁済時に免除を受ける。

㈡　前記イ㈠は適用せず、これに代えて以下の規定を適用する。

当該超過額については、第１回弁済において既に一般更生債権としてその一部につき弁済がなされていることから、弁済の重複を回避するため、担保弁済額確定日から３か月以内に、当該重複額（当該超過額×弁済率）を控除した残額（当該超過額×免除率）を弁済するものとし、その限度で第３節第１第２項⑴および⑵の定めによる免除は、弁済時に効力を失う。

また、一般更生債権への弁済は次の順序で行う。

①　元本

②　開始決定日の前日までの利息・損害金

③　開始決定日以後の利息・損害金

⑸　担保権の放棄

ア　担保権の放棄

更生担保権者は、管財人に対する書面による意思表示により、いつでも担保権を放棄することができる。この場合、更生担保権者は、当該担保権抹消に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。抹消登記に要する費用はＰＰＩの負担とする。

イ　放棄後の権利の変更および弁済

前記アにより放棄された担保権にかかる別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産）」（省略）の「新しい債権額」相当の更生担保権の権利の変更および弁済については、前記⑷アおよびウの規定を適用する。ただし、その適用にあたっては、担保弁済額を０円とみなし、「担保弁済額確定日」は「担保権の放棄の日」と読み替える。

⑹　売却することができない売却不動産がある場合の措置

更生計画認可決定確定後３年間を経過しても売却することができない売却不動産があるときは、以下に従って当該売却不動産を処分するものとする。

ア　管財人による売却

更生計画認可決定確定後３年間を経過しても売却することができない売却不動産があるときは、管財人は、前記⑴の規定にかかわらず適宜の方法によりこれを売却する。この場合、管財人は、売却条件を各関係更生担保権者へ２か月の猶予期間をもって通知し、各関係更生担保権者がその猶予期間内に通知された売却条件を上回る条件での購入者を推薦したときは、その購入者を買主とする。

イ　競売申立て

㈠　前記アの猶予期間内に、関係更生担保権者全員の合意が成立したときは、関係更生担保権者は、同日を期限として、これにつき競売手続開始申立てを行うことができる。当該売却不動産を目的とする担保権にかかる別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産）」（省略）の「新しい債権額」相当の更生担保権の権利の変更および弁済については、前記⑷を適用する。ただし、その適用にあたっては、競売手続による配当金を担保弁済額とみなし、「担保弁済額確定日」は「配当金受領日」と読み替える。この場合、必要費用および更生協力金の控除は行わない。

㈡　別表６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権については、その担保権の順位に従って、配当を受けることができ、配当を受ける場合の権利の変更および弁済については、前記㈠と同様とする。

ウ　代物弁済

前記アの猶予期間内に、関係更生担保権者全員の合意が成立したときは、関係更生担保権者は、当該売却不動産にかかる更生担保権の弁済に代えて、当該売却不動産を譲り受けることができる。

この場合、代物弁済の効力発生日は、関係更生担保権者全員の合意が成立したことを証する書面が管財人のもとに到達した日とし、担保弁済額は確定更生担保権額とみなす。また、必要費用および更生協力金の控除は行わない。

⑺　別表６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権に関する特則

別表６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権については、前記⑶および⑷に従って、先順位の更生担保権者に弁済を行った後になお担保弁済額に余剰が生じた場合に限り、同表記載の債権者について、当該担保権にかかる極度額等を上限として、当該余剰から弁済を行う。その際、権利の変更および弁済については、前記⑷イを適用し、その適用にあたっては、「別表６－２」は「別表６－３」と読み替える。

第３　預金返還請求権を目的とする担保権にかかる更生担保権

１　確定更生担保権

合計２件　　2,069,677,420円

２　権利の変更および弁済

別表３－３「更生担保権弁済計画表（預金返還請求権）」（省略）記載の各更生担保権について、同表「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定日から３か月以内に一括弁済する。

第２節　優先的更生債権（公租公課）

第１　届出債権

合計８件

108,565,700円および額未定

（内訳）

①　本税および加算税等並びに更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　　108,565,700円

②　更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までの延滞金等　　額未定

③　更生計画認可決定日の翌日以降本更生計画案に定める納付期限までの間に生ずる延滞金等　　額未定

第２　権利の変更および納付

１　ＰＰＩは、前記第１②および③記載の延滞金等の全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。

２　ＰＰＩは、更生計画認可決定確定後３か月以内に、別表４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」（省略）の「納付額」欄記載の金額を一括して納付する。

第３節　一般更生債権

第１　一般更生債権

１　確定更生債権

合計45件

59,564,200,980円および額未定

（内訳）

①　元本および更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金　　59,564,200,980円

②　更生手続開始決定日以後の利息・損害金　　額未定

２　権利の変更および弁済

ＰＰＩは、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」（省略）記載の各確定更生債権については、次のとおり権利の変更をし、弁済を行う。

⑴　開始後利息・損害金の免除

ＰＰＩは、更生手続開始決定日以後の利息・損害金については、更生計画認可決定日に、全額免除を受ける。